



# 町県民税の特別徴収制度について

## 従業員の町県民税には、特別徴収の実施を！

### 町県民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町県民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度で地方税法で義務付けられています。

### 「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」ということはありませんか？

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から原則として全ての事業所を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

### ◆町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



### 給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

※給与支払報告書については、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となります。

### 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### 町税の納付忘れはございませんか

湯浅町、和歌山県および和歌山地方税回収機構では、11・12月を合同の「滞納整理月間」として、滞納額縮減のため差押えを行うなど、協調して滞納整理を進めています。

納期限までに税金を納付しないと、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければなりません。また、滞納を放置されますと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、税金は納期限内に納付してください。



# 固定資産税について

お問合せ先▶住民生活課税務係（1番・2番窓口）☎64-1106

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。正確な課税を行うためにも、土地、家屋、償却資産について、次のとおり変更などがある場合は税務係までお知らせください。

### ◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

### ◆家屋の新增築、取り壊しなど

家屋の取り壊しや、新築・増築・改築などを行った場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

### ◆償却資産（事業用資産）の申告について

償却資産の所有者には、地方税法第383条（固定資産の申告）により毎年申告する義務があります。

（※前回の申告から内容が変わっていない方も申告しなければなりません。）

償却資産の所有者が亡くなれば相続等で事業を引き継いでいる場合や廃業された場合もその旨の申告が必要となります。

#### 償却資産とは？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、車両、船舶、器具・備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

### 償却資産の対象となるもの（例）

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など	理容業 ・ 美容業	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど	農業	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど	医院	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など	漁業	漁船 魚群探知機 無線機 漁具など

※太陽光発電設備を所有している下記の方についても申告してください。

①個人（住宅用）として10kW以上の太陽光発電設備を設置し、売電されている方。

②個人（事業用）または法人として太陽光発電設備を所有している方。

※上記は一例です。業種により他にも償却資産があります。

### 申告の方法

平成30年度の申告をしていただいた方については、平成30年12月中旬までに申告書の送付を予定しています。平成31年度分は、平成31年1月31日（木）までに申告してください。新たに申告義務が発生するなどの理由で申告書が届かない人は、申告書一式をお送りしますので、お手数ですが税務係までご連絡をお願いします。

また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、申告書と併せてその旨を証明する書類を添付して申告してください。